

**平成 25 年度**

**第 2 回大分県自立支援協議会**

**日 時：平成 26 年 3 月 25 日（火）**  
**場 所：大分県庁舎 別館 84 会議室**

**大分県福祉保健部障害福祉課**

## 目 次

議題 1 地域移行専門部会の設置等について ······	1
①障がい者の地域移行・地域定着に関する制度改正等について ······	2
②地域移行専門部会の設置について ······	9
議題 2 大分県障がい者基本計画（第4期）について ······	15
議題 3 平成26年度の主な取組について ······	21

# 議題 1 地域移行専門部会の設置等について

**①障がい者の地域移行・地域定着に関する  
制度改正等について**

## 社会保障審議会障害者部会

第 52 回 (H25.10.15) 資料 2

## 地域移行支援の対象拡大について

### I 地域移行支援の見直しの方向性

#### 1. 地域移行支援の概要

- 地域移行支援とは、障害者支援施設等及び精神科病院に入所・入院している障害者に対して、住居の確保や障害福祉サービスの体験利用・体験宿泊のサポートなど地域生活へ移行するための支援を行うもの。平成 24 年 4 月から実施。

【参考】地域移行支援の算定実績（平成 25 年 5 月サービス提供分）

請求事業所数	請求利用者数
249 事業所	501 人

(出典) 国保連データ

#### 2. 地域移行支援の見直しの方向性

- 平成 24 年 6 月に成立した障害者総合支援法では、現行の対象者に加えて「その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるもの」を新たに規定したところである。
- これを受け、重点的な支援を行うことで地域生活に円滑に移行できることが期待される者として、
  - ① 入所期間の長期化や高齢化が進んでいる保護施設に入所している障害者、
  - ② 退所後の住居を確保し、円滑に福祉サービス等につなげることで再犯防止が期待される矯正施設、保護施設等に入所している障害者を新たに地域移行支援の対象とする。

【参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律】

#### 第5条

19 この法律において「地域移行支援」とは、障害者支援施設、のぞみの園若しくは第1項若しくは第6項の厚生労働省令で定める施設に入所している障害者又は精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。第89条第4項において同じ。）に入院している精神障害者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものにつき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

## II 地域移行支援の対象拡大の基本的な考え方

### 1. 保護施設に入所している障害者

- 生活保護法第38条に規定する保護施設（下記参考を参照）のうち、「身体上又は精神上の理由」が入所の要件となっている『救護施設』及び『更生施設』に入所している障害者を地域移行支援の対象とする。

【参考：生活保護法】

（種類）

第38条 保護施設の種類は、左の通りとする。

- 一 救護施設
- 二 更生施設
- 三 医療保護施設
- 四 授産施設
- 五 宿所提供的施設

- 2 救護施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設とする。
- 3 更生施設は、身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設とする。
- 4 医療保護施設は、医療を必要とする要保護者に対して、医療の給付を行うことを目的とする施設とする。
- 5 授産施設は、身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長することを目的とする施設とする。
- 6 宿所提供的施設は、住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行うことを目的とする施設とする。

## 2. 矯正施設等に入所している障害者

### (1) 矯正施設に入所している障害者

#### ① 給付対象となる矯正施設の種類

- 地域移行支援の対象とする矯正施設の種類は、地域生活定着支援センターが実施する地域生活定着促進事業と同様に刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第3条に規定する『刑事施設』、少年院法第1条に規定する『少年院』とする。

#### 【参考：矯正施設の種類】

施設種別		概要	根拠法令	施設数 <sup>※1</sup>	収容人数 <sup>※2</sup>
矯正施設	刑務所	法令に違反し、裁判などの結果、罰則に服することとなった者を収容する刑事施設。	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第3条	62	
	少年刑務所	- 少年受刑者が成年受刑者から分離して拘禁し、悪風感染を防止するとともに、特別な教育的処遇を行うことを目的とする。 - 対象年齢：16歳以上26歳未満		7	H25.5.16現在 67,008
	拘置所	未決拘禁者（被疑者、刑事被告人）、死刑確定者を収容する施設。		8	
少年院	少年院	- 家庭裁判所から保護処分として送致された少年及び少年院において刑の執行を受ける者を収容し、これに矯正教育を授ける施設。 - 対象年齢：12歳以上23歳未満（医療少年院は12歳以上26歳未満）	少年院法第1条	50	H25.5.16現在 3,322
	少年鑑別所	- 家庭裁判所から観護措置の決定によって送致された少年を収容し、専門的な調査や診断を行う施設。 - 対象年齢：20歳未満 - 観護措置期間：2週間まで（1回まで更新可）	少年院法第16条	51	H25.5.16現在 681
	婦人捕導院	- 婦人防護法第5条（劫持等）の罪を犯して捕縛処分に付された満20歳以上の女子を収容し、更生させるために必要な捕導を行う施設。 - 対象年齢：満20歳以上 - 期間：6ヶ月	婦人捕導院法第1条	1	H25.5.16現在 0

※1 出典：法務省ホームページ ※2 出典：H24.12.31現在 平成24年矯正統計年報

#### ② 給付対象となる障害者の範囲

- 矯正施設に入所している障害者に対する面談、支援計画の作成、住居の確保など『矯正施設内で行う支援』については、現在も保護観察所、地域生活定着支援センターとの連携により行われていることから、新たに地域移行支援の対象とする障害者は、矯正施設の長が施設外で処遇を行うことを認め、地域相談支援事業者によって障害福祉サービスの体験利用や体験宿泊などを実施することが可能な者に限定することが必要である。

- この場合、給付対象となる者は、障害福祉サービスの体験利用など地域相談支援事業者が矯正施設外で支援を行う際に、

- ・ 刑事施設又は少年院の職員の同行が可能である障害者や
- ・ 刑事施設、少年院の長が刑事施設、少年院の職員の同行なしでの外出又は外泊を許可した障害者が想定される。

※ 具体的な対象施設・対象者の範囲や必要な手続き等については、現在、法務省や厚生労働省内の関係部局と連携しながら検討中である。

## (2) 矯正施設を出所した障害者

### ① 給付対象となる障害者の範囲

- 刑務所に服役した受刑者など長期間にわたり一般社会から隔離された場所で生活していた障害者については、すぐに一般社会の生活に適応することが困難であること等から、出所後の一定期間、更生保護事業法第2条第7項に規定する『更生保護施設』などを利用するケースが少なくない。
- このため、矯正施設等からの釈放に伴い、更生保護施設等に入所した障害者についても、地域移行支援の給付対象とする必要である。

### ② 給付対象となる更生保護施設等の種類

- 更生保護施設のほか矯正施設出所者等の更生を目的とした自立準備ホーム、自立更生促進センター、就業支援センターが考えられるが、具体的な対象施設の範囲については、現在、法務省や厚生労働省内関係部局と連携しながら検討中である。

# 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律の概要

(平成25年6月13日成立、同6月19日公布)

精神障害者の地域生活への移行を促進するため、精神障害者の医療に関する指針（大臣告示）の策定、  
保護者制度の廃止、医療保護入院における入院手続等の見直し等を行う。

## 1. 改正法の概要

### (1)精神障害者の医療の提供を確保するための指針の策定

厚生労働大臣が、精神障害者の医療の提供を確保するための指針を定めることとする。

### (2)保護者制度の廃止

主に家族がなる保護者には、精神障害者に治療を受けさせる義務等が課されているが、家族の高齢化等に伴い、負担が大きくなっている等の理由から、保護者に関する規定を削除する。

### (3)医療保護入院の見直し

①医療保護入院における保護者の同意要件を外し、家族等（＊）のうちのいずれかの者の同意を要件とする。

\*配偶者、親権者、扶養義務者、後見人又は保佐人。該当者がいない場合は、市町村長が同意の判断を行う。

### ②精神科病院の管理者に、

・医療保護入院者の退院後の生活環境に関する相談及び指導を行う者（精神保健福祉士等）の設置  
・地域援助事業者（入院者本人や家族からの相談に応じ必要な情報提供等を行う相談支援事業者等）との連携  
・退院促進のための体制整備  
を義務付ける。

### (4)精神医療審査会に関する見直し

①精神医療審査会の委員として、「精神障害者の保健又は福祉に関する学識経験を有する者」を規定する。

②精神医療審査会に対し、退院等の請求をできる者として、入院者本人とともに、家族等を規定する。

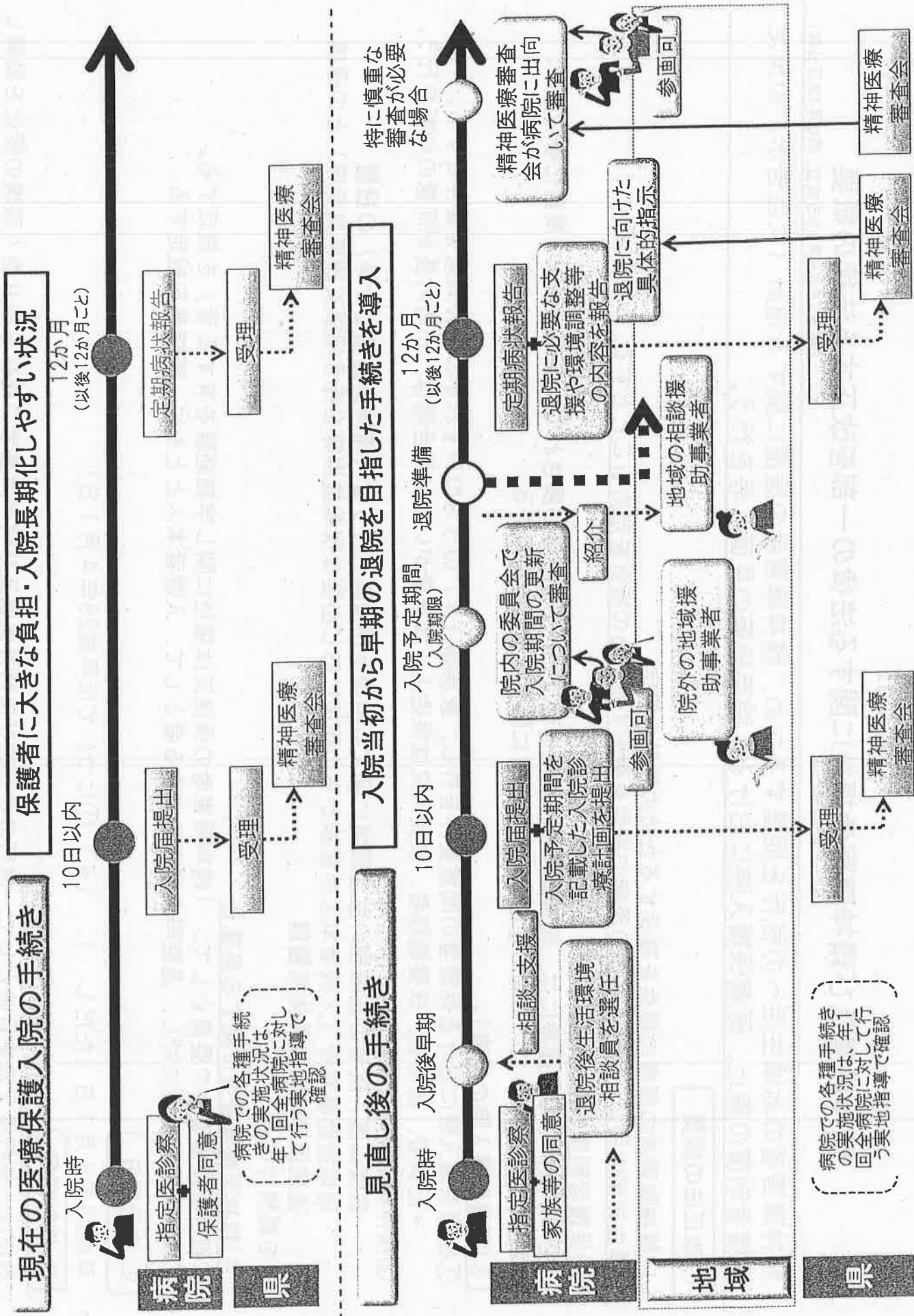
## 2. 施行期日

平成26年4月1日（ただし、1. (4) ①については平成28年4月1日）

## 3. 検討規定

政府は、施行後3年を目途として、施行の状況並びに精神保健及び精神障害者の福祉を取り巻く環境の変化を勘案し、医療保護入院における移送及び入院の手続及び入院手続の在り方、医療保護入院者の退院を促進するための措置の在り方、入院中の処遇、退院等に関する精神障害者の意思決定及び意思の表明の支援の在り方にについて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

# 医療保護入院手続きの見直し(新旧の模式図)※イメージ



## ②地域移行専門部会の設置について

## 地域移行専門部会の設置について

### 1 目的

障がい者の地域移行及び地域定着を推進するため、諸課題の把握や対応策等を検討し、事業の円滑な運営を図る。

また、必要に応じて、障がい種別ごとの地域移行に関するより実践的な協議を行う場として「地域移行ワーキング」を設置することができることする。

### 2 内容

#### (1) 設置時期

平成26年度

#### (2) 委員構成

地域移行専門部会委員名簿(案)のとおりとする。協議内容に応じて外部有識者を参考することができる。

#### (3) 開催回数

専門部会を概ね年3回、ワーキングについては必要に応じ随時開催することとする。

#### (4) 専門部会における協議内容等

##### ア 各市町村の地域移行の状況把握

地域移行に関する課題等を把握するため、市町村自立支援協議会や地域移行支援協議会での協議内容の報告を受け、必要な支援策等について検討する。

##### イ 市町村自立支援協議会への助言

地域移行に関する課題や対応策を取りまとめ、市町村自立支援協議会や地域移行支援協議会に提言等を行う。

##### ウ アドバイザー派遣について

地域移行に関する県内アドバイザーを整え、要請に基づき市町村自立支援協議会や地域移行支援協議会に派遣し、直接的なアドバイスを行う。

##### エ 意見集約

障がい者基本計画や障がい福祉計画等の計画策定時に意見を伺う。

##### オ 協議結果の報告

協議結果については大分県自立支援協議会に報告し、協議会としての意思統一を図るものとする。

### 3 当面の具体的な取組

精神障がい者の地域移行に関する問題点を整理し、事業の具体的な取組や実施方法について検討するために、「精神障がい者地域移行ワーキング」を設置し、協議内容は専門部会に報告することとする。

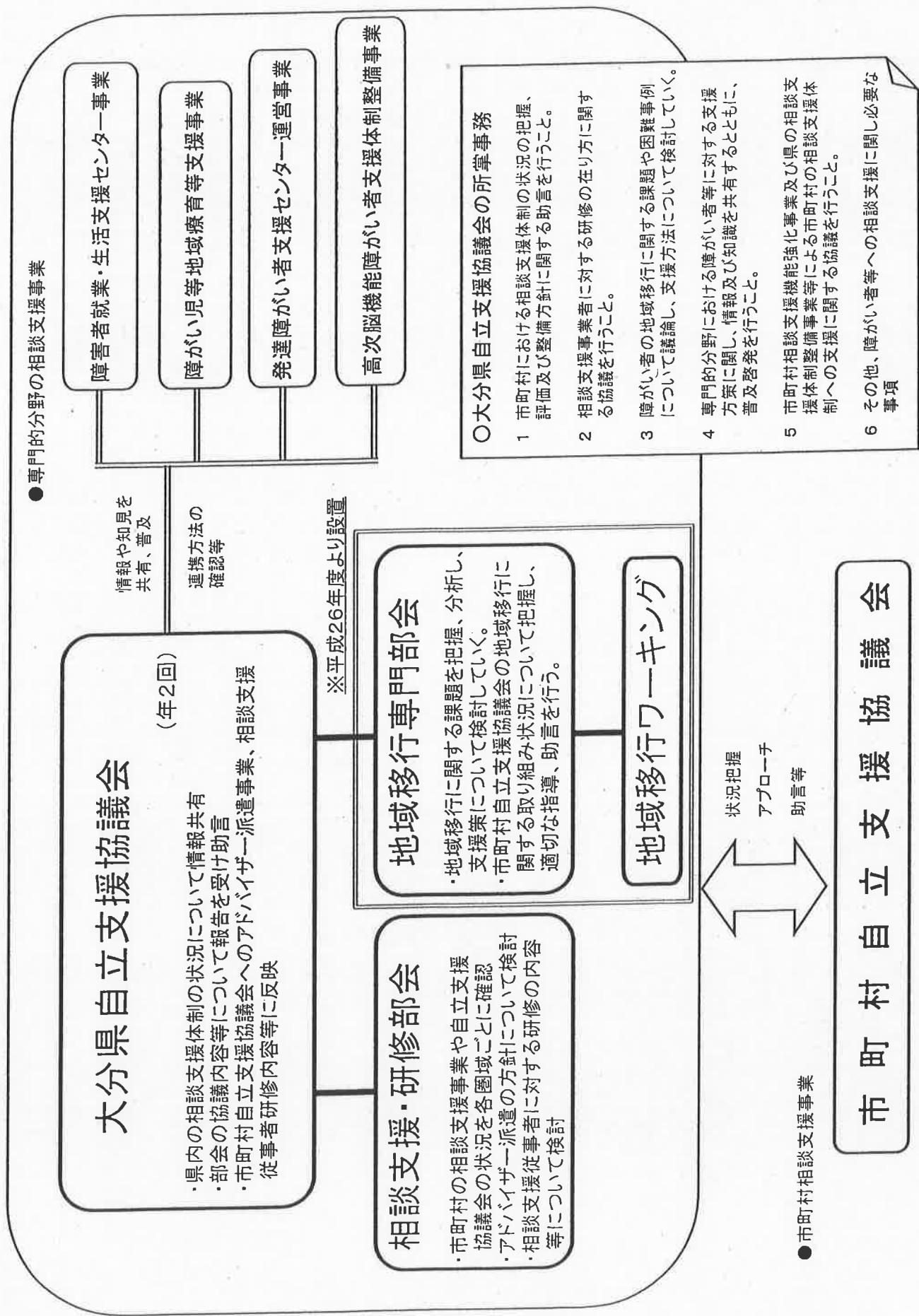
### 4 平成26年度 大分県自立支援協議会スケジュール(案)

- 大分県自立支援協議会（7月、12月）
- 地域移行専門部会（5月、10月、1月）
- 相談支援研修部会（7月）
- 市町村担当者会議（6月）

## 地域移行専門部会委員(案)

No.	分野	所属	職名等
1	身体	大分県障害者相談支援事業推進協議会 (相談支援専門員)	推薦者
2		大分県身体障害児者施設協議会	推薦者
3	知的	大分県障害者相談支援事業推進協議会 (相談支援専門員)	推薦者
4		大分県知的障害者施設協議会	推薦者
5	精神	大分県障害者相談支援事業推進協議会 (相談支援専門員)	推薦者
6		大分県精神科病院協会	医師
7		大分県精神科病院協会 (または精神保健福祉士協会)	精神保健福祉士
8		保健所	地域保健課長
9	共通	大分県地域生活定着支援センター	センター長
10		市町村	障がい福祉主管課長等

## 大分県自立支援協議会 体制図





## 議題2 大分県障がい者基本計画（第4期） について

# 大分県障がい者基本計画（第4期）の策定について

H26. 2月現在

## 1 計画の位置づけ

障害者基本法（第11条）に基づき、国が策定する「障害者基本計画」をもとに、障がい者のための施策に関する基本的な計画として、本県において推進すべき障がい者施策の基本的方向や実施方策などを明らかにし、県、市町村、関係者が一体となって障がい者施策を総合的に進めるための基本指針。

## 5 施策の体系

(項目)		(主な施策の方向)
1 地域生活支援		相談支援体制の整備 施設・病院からの地域生活への移行の促進
2 保健・医療		発達障がい児の早期発見・早期支援 難病患者の医療と療養生活の確保
3 教育		インクルーシブ教育システムの構築 教育環境の整備
4 文化・スポーツ		文化・芸術活動の推進 スポーツ等の振興
5 雇用・就労		障がい者の雇用の促進、特性に応じた就労支援 福祉的就労の底上げ（工賃向上等）
6 福祉のまちづくり		障がい者に配慮したまちづくりの総合的推進 防災対策（福祉避難所の整備促進）
7 差別の解消・権利擁護		障がい者を理由とする差別解消の推進 障がい者虐待防止体制の整備
推進体制		連携・協力の確保 相互理解の促進 進捗状況の管理及び評価

## 2 計画期間

平成26年度から30年度までの5年間

（現行計画は平成16年度から25年度までの10年間）

## 3 計画の基本理念

### ① 地域で共生する社会の実現

・障がいのある人も共にいきいきと生活し、活動できる社会の実現

### ② 自立生活の実現

・障がい者が地域で自立して暮らし動ける社会づくり

・障がい者がいきいきと個性を發揮できる環境づくり

### ③ 利用者本位と主体的選択

・自ら選んだ地域で安心して暮らしていくための体制の整備

### ④ 障がい者差別の禁止

## 4 主な見直しの内容

- (1) 「発達障がい児（者）・難病患者」に対する支援の充実
- (2) 自立生活のための「雇用・就労」の充実
- (3) 差別の解消・権利擁護の取組の強化

## 6 今後の策定スケジュール

～2月22日	県民意見募集（パブリックコメント）の実施
2月末	第3回大分県障害者施策推進協議会における最終検討
3月上旬	第1回定例会（常任委員会）に報告
3月中旬	計画の決議
4月	計画の公表

# 第3期 大分県障がい福祉計画の概要（現行）

## 第1章：計画の趣旨等

- 障害者自立支援法に基づき、平成18年から作成（3年ごとに見直し）
- 第3期大分県障害者基本計画（平成16年策定）に基づく、障がい福祉サービス等に関する具体的な実施計画

### 計画の趣旨・性格

- 計画期間：平成24年度～26年度（3年間）

大分県の3つのチャレンジ：①障がい者の雇用促進と福祉的就労の充実 ②福祉サービスの一層の充実 ③障がい者に対する理解の促進

### 基本的理念・方向性

- ①障害者自立支援法に基づく地域生活への移行促進・就労促進：一定の成果はあるが、精神障がい者の地域移行に課題
- ②障がい者雇用率の向上：全国1位（H18）から6位（H23）に後退
- ③福祉的就労における工賃の向上：H18比 4.2%の増
- ④障がいのある子どもと親への支援：障がいの早期発見、早期療育の実施が課題

## 第2章：障がい福祉施策の現状と課題

政策：障がい者が地域で安心して暮らし、働ける社会づくりの推進

障がいの有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現

17

第3章：重点的に取り組む政策と施策

### 施策1：障がい者が安心して暮らせる

- グループホーム、ケアホーム等地域生活における住まいの場の確保
- 通所等における移動に対する支援
- 居宅介護等地域生活を支えるサービスと相談支援体制の充実
- 入院（所）者に対する地域移行支援

### 施策2：障がい者の就労の促進

- 障がい者の雇用の拡大、職場定着のための支援の充実
- 障がい者の福祉的就労工賃の向上

### 施策3：障がいのある子どもと親への支援

- 障がい児等への療育支援
- 未就学児からの早期からの支援
- 子どもの心の支援ネットワークの構築
- 教育委員会との連携による支援の充実
- 障がいのある子どもの親（家族）への支援

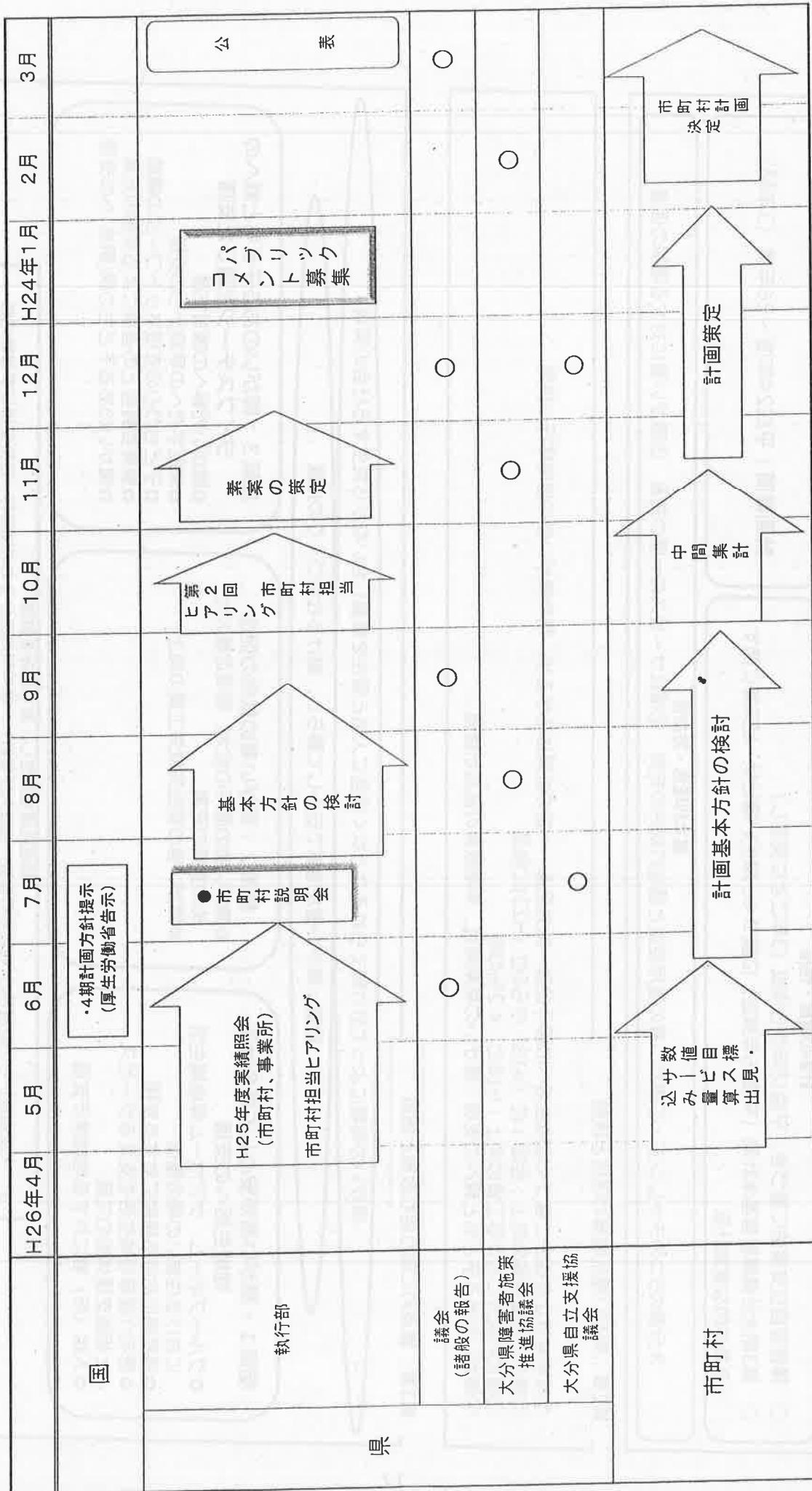
- 1 入所施設からの地域移行（地域移行者数、施設入所者数）、精神科病院からの地域移行、相談支援従事者養成数
- 2 福祉施設から一般就労への移行、障害者雇用率（全順位、平均工賃月額）
- 3 発達相談支援につながった未就学児数、放課後等デイサービス事業所箇所数

## 第4章：施策の推進

- 1 障がい者施策を巡る国の動き
- 2 計画の推進

# 大分県障がい福祉計画(第4期)策定スケジュール (案)

H26. 2月現在



## ○障がい福祉計画の策定体制について

### 1 大分県障害者施策推進協議会

都道府県は、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとすることは、あらかじめ、障害者基本法第36条第1項の合議制の機関の意見を聴かなければならない。  
(障害者総合支援法 第89条7項)

(設置根拠) 障害者基本法第36条第1項

都道府県に、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置く。

1 都道府県障害者計画に關し、第11条第5項に規定する事項を処理すること。

(参考) 第11条第5項 都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たっては、第36条第1項の合議制の機関の意見を聴かなければならぬ。

### 2 大分県自立支援協議会

都道府県は、協議会を設置したときは、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとするとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。  
(障害者総合支援法 第89条6項)

(設置根拠) 障害者総合支援法 第89条の3

地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に關連する職務に從事する者その他の関係者により構成される協議会を置くよう努めなければならない。



### 議題3 平成26年度の主な取組について

# 平成 26 年度 当初予算案

## 障がい者が地域で暮らし働く社会づくりの推進

(単位：千円)

事 業 名	平成 26 年度 当初予算案 (平成 25 年度 当初予算額)	当 初 予 算 案 の 概 要	所管課
30 障がい者就労環境づくり 推進事業	28,309 (0)	社会福祉法人等による障がい者の雇用を促進するため、就労継続支援A型事業所の事業拡大等に必要な設備整備に対し助成する。 ・補助率 1/2 ・限度額 250 万円 障がい者雇用の事例集を作成するとともに、雇用促進セミナーを開催する。	障害福祉課
31 障がい者工賃向上計画推進事業	27,719 (30,318)	障がい者施設等の受注拡大を図るため、大量受注にも対応できる安定的な共同受注体制を確立するとともに、農業分野での共同受注を図るため、コーディネーターを配置する。	障害福祉課
36 (再掲) 発達障がい児等 心のネットワーク推進事 業	18,636 (19,018)	発達障がい児の早期発見・支援に向けて、市町村が行う5歳児健診等で全児にスクリーニングを実施し、支援のための相談会に小児神経専門医等を派遣する。 個人ごとに支援ファイルを作成し、就学後も適切な支援が受けられるよう支援専門員を学校や家庭に派遣する。	障害福祉課
37 障がい者福祉施設整備事 業	97,056 (72,722)	障がい者に対する福祉サービスの充実を図るため、社会福祉法人が実施する障がい者福祉施設の整備に対し助成する。 ・2施設 佐伯市、竹田市	障害福祉課
47 精神科教急医療システム 整備事業	42,379 (42,382)	精神科救急医療体制を確保するため、夜間・休日の電話相談体制を整備するとともに、大分大学医学部附属病院に精神疾患専用の救急病床5床を確保し、自殺企図者などの身体合併症のある精神疾患患者に対応する。	障害福祉課

## 平成25年度 大分県障がい福祉関係研修 実績及び計画

平成26年3月25日現在

研修名	内容と対象者	開催日時	会場	受講者数	申込期間	申し込み・問い合わせ先 (県の担当班等)
相談支援従事者 初任者研修	(対象者) ・相談支援専門員となる者(計画相談支援、障害児相談支援、地域移行・地域定着) ・サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者となる者【2日間のみ】	平成25年 6月27日(木) 平成25年 6月28日(金) 平成25年 6月30日(日) 平成25年 8月 6日(火) 平成25年 8月 7日(水)	大分県社会福祉介護研修センター	145人	終了	大分県社会福祉 介護研修センター 097-552-6888 (障害福祉課自立支援班)
相談支援従事者 現任研修	(対象者) ・相談支援専門員(計画相談支援、障害児相談支援、地域移行・地域定着)	平成25年10月2日(水) 平成25年10月29日(火) 平成25年10月30日(水)	大分県社会福祉介護研修センター	54人	終了	大分県社会福祉 介護研修センター 097-552-6888 (障害福祉課自立支援班)
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修	(対象者) ・サービス管理責任者及び児童発達管理責任者にならうとする者 ・相談支援従事者初任者研修の共通講義2日間を受講した者	・共通講義 平成26年1月10日(金) ・各分野 ①介護 平成26年1月22日(水)～23日(木) ②地域生活(身体) 平成26年1月18日(土)～19日(日) 大分県庁 ③地域生活(知的・精神) 平成26年1月29日(水)～30日(木) ④就労 平成26年1月20日(月)～21日(火) ⑤児童発達支援管理責任者 平成26年2月6日(木)～7日(金)		共通 149人 ① 54人 ② 一人 ③ 59人 ④ 54人 ⑤ 41人	終了	障害福祉課自立支援班 097-506-2731
相談支援従事者 専門コース別研修	(内容) 主に相談支援業務に従事している者を対象に、より専門的な知識・技術を習得するため、年間4コース程度を実施(例:障害児支援ノーリティ擁護、成年後見制度ノーリティ移行、地域定着、触法ノーリティメントノース)、パーソナル・マネジメントノース、ヘルマネジメントノース、ペーパービジョン、管理、面接技術) (対象者) ・指定相談支援事業所等において相談支援業務に従事しており、一定の経験を有する者	①成年後見・権利擁護 平成25年9月9日(月) ②障がい児支援 平成25年12月2日(月) ③触法障がい者研修 平成25年1月28日(火) ④スーン・ペーパービジョン研修 平成26年3月19日(水)	①～③ 大分県総合社会福祉会館 ④ 大分県教育会館	① 89人 ② 68人 ③ 71人 ④	終了	障害福祉課地域生活支援班 097-506-2725
地域移行・地域定着 促進研修	(対象者) ・相談支援専門員(地域移行・地域定着) ・保健所職員 ・市町村職員 ・精神科病院職員 等	①平成25年11月11日(月) ②平成25年11月12日(火)	大分県医師会館	① 84人 ② 77人	終了	障害福祉課精神保健福祉班 097-506-2733
虐待防止・権利擁護 研修	(対象者) ・全事業所 ・市町村	①共通講義 平成25年12月10日(火) ②相談窓口職員コース 平成25年12月18日(水) ③施設等職員コース 平成25年12月19日(木)	①大分県総合社会福祉会館 ②・③大分県社会福祉介護研修センタ-	① 156人 ② 46人 ③ 102人	終了	障害福祉課地域生活支援班 097-506-2725

